

6.在宅福祉サービス等

在宅サービス等

① 居宅介護サービス **身** **療** **精** **難** 《介護保険が適用される方→参考資料③ページ参照》 《マイナンバーの書類→参考資料④ページ参照》

対象 身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者、難病患者等
内容 日常生活に支障のある障害者等の家庭にヘルパーを派遣し、家事や介護等のサービスを行います。

〔介護内容の一例〕

- ① 食事、入浴、排泄等の身体介護
- ② 調理、洗濯、掃除などの家事援助
- ③ 病院等への通院介助

その他、自宅での身体介護や家事援助、および外出時の移動支援を総合的に行う重度訪問介護<常時介護が必要な重度肢体不自由者>、移動及びそれに伴う外出先での同行援護<視覚障害者(児)>等のサービスがあります。詳しくはお問い合わせください。

※18歳以上の方の利用については、総合支援法による障害支援区分の認定が必要です。認定された障害支援区分に基づきサービス利用が可能となります。

料金 サービス費用の1割の負担となります。ただし、負担が重くなりすぎないように、所得等に応じて上限額が設定されています。その他にも上限額が減額される場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 18歳以上の身体・知的障害者、難病患者等
障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147
18歳以上の精神障害者
保健センターこころの健康支援室 ☎2991-1812 Fax 2995-1178
18歳未満
こども福祉課 ☎2998-9223 Fax 2998-9035

② ショートステイ **身** **療** **精** **難** 《介護保険が適用される方→参考資料③ページ参照》 《マイナンバーの書類→参考資料④ページ参照》

内容 家庭における介護が一時的に困難な場合(介護者の休養も含む)、施設に短期間入所するショートステイが利用できます。

費用 費用の1割と食費(実費)が利用者の負担となります。ただし負担が重くなりすぎないように、所得等に応じて上限額が設定されています。その他にも、上限額および食費が減額される場合がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

※18歳以上の方の利用については、総合支援法による障害支援区分の認定が必要です。認定された障害支援区分に基づきサービス利用が可能となります。

問合せ 18歳以上の身体・知的障害者、難病患者等
 障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147
 18歳以上の精神障害者
 保健センターこころの健康支援室 ☎2991-1812 Fax 2995-1178
 18歳未満
 こども福祉課 ☎2998-9223 Fax 2998-9035

③ 日中一時支援事業 **身 療 精 難** 《マイナンバーの書類→参考資料④ページ参照》

対象 身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者、難病患者等
 内容 障害者の介助者が就労などの理由により、一時的に障害者の介助を行うことができない場合において、日中の見守り等を事業所で行います。
 料金 サービス費用の原則5%の負担となります。
 問合せ 18歳以上の身体・知的障害者、難病患者等
 障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147
 18歳以上の精神障害者
 保健センターこころの健康支援室 ☎2991-1812 Fax 2995-1178
 18歳未満
 こども福祉課 ☎2998-9223 Fax 2998-9035

④ ふれあい収集 **身**

対象 身近な人の協力が得られず、ごみ集積所までごみを出すことが困難な方で、次のいずれかに該当する方
 ・介護保険制度で要支援2以上の認定を受けている65歳以上の単身の方
 ・2級以上の身体障害者手帳を所持している単身の方
 ・要支援2以上の認定を受けている65歳以上の高齢者又は2級以上の身体障害者手帳をお持ちの方のみで構成されている世帯
 内容 毎週1回、戸別訪問し戸口先から分別されたごみを一括収集（粗大ごみを除く）します。
 ごみが出ていない場合と、希望者には安否確認のため声かけをします。
 問合せ 収集管理事務所 ☎2946-5353 Fax2945-7588

⑤ 移動浴そう車の派遣 **身** 《介護保険が適用される方→参考資料③ページ参照》
 《マイナンバーの書類→参考資料④ページ参照》

対象 家庭での入浴が困難な方（重度心身障害児・者も含む）
 内容 浴そうを室内に持ち込み、入浴の介助を行います。（月8回以内）
 浴槽車を派遣するため近くに駐車スペースが必要です。
 料金 1回 500円
 （住民税非課税世帯・生活保護世帯の場合は 0円）
 持ち物 所定の健康診断書
 問合せ 障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147

障害手帳等

相談・支援の窓口

手当・年金等

医療費の助成

税金・交通運賃等

在宅福祉サービス

社会参加・防災

住宅・施設その他

⑥緊急通報システムの貸与 **身**

- 対象** ・65歳未満のひとり暮らしの重度身体障害者の方
・65歳以上のひとり暮らしで慢性的な疾病があり緊急性のある病状の変化が予測される方
※日中ひとりになる方、同居の方が重度障害者の方や要介護4・5の認定を受けている方等の場合もご利用いただけます。
- 内容** 機器本体（ご自宅の固定電話回線を使用）のボタンを押すと、民間のオペレーションセンターに通報でき、救急車の要請等を行います。ペンダント型送信機、生活反応センサー、煙式火災感知器を一緒に貸し出します。
※ご自宅に固定電話回線がない方は、携帯型（本体、充電器を貸出）をご利用いただけます。
- 料金** 生計中心者の市民税額等により、無料、月額 1,500 円又は 3,000 円
※携帯型の利用料金は異なります。
- 問合せ** 65 歳未満の障害者の方は障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147
65 歳以上の方は高齢者支援課 ☎2998-9120 Fax 2998-9138

⑦救急医療情報キットの配布 **身 療 精 難**

- 対象** ①市内に住所を有する65歳未満の単身で在宅生活を送る障害者（一日の大半を一人で過ごす方も含む）
②市内に住所を有する65歳以上の方
- 内容** 「かかりつけ医」「薬剤情報提供書（写）」「持病」などの医療情報や、「診察券（写）」等の情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで緊急時の迅速な救急活動に役立てるものであり、無料で配布します。
- 手続き** 本人または代理の方が市役所障害福祉課や高齢者支援課、保健センターこころの健康支援室に来所の上お受け取りください。
(※①該当者の手続きには、障害者手帳の持参が必要です。)
- 問合せ** ①は障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147
②は高齢者支援課 ☎2998-9120 Fax 2998-9138
18 歳以上の精神障害者の方は保健センターこころの健康支援室 ☎2991-1812 Fax 2995-1178

障害者手帳等

相談・支援の窓口

手当・年金等

医療費の助成

税金・交通運賃等

在宅福祉サービス

社会参加・防災

住宅・施設・その他

福祉用具等

- ① 補装具の交付・修理 **身**《介護保険が適用される方→参考資料③ページ参照》
 身体障害者等の職業や日常生活の能率向上のため、補装具を購入・修理をする場合にその費用を補装具費として支給します。（※購入前の申請が必要です。）

障害の区分	補装具
視覚障害	義眼、眼鏡（色めがねは含まない）、視覚障害者安全つえ
聴覚障害	補聴器（電池交換は含まない）
上下肢及び言語障害	重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由	義手、義足、装具、車いす、歩行器、歩行補助杖（1本杖は含まない）、座位保持装置、など

対象 身体障害者手帳の交付を受けた方、または難病（参考資料⑧～⑪ページ参照）に罹患している方。ただし、障害者本人が18歳以上で本人の市民税所得割額46万円以上（配偶者がいる場合は、本人と配偶者のうち収入が多い方の市民税所得割額が46万円以上）となる世帯の方は、対象外となります。原則として、県総合リハビリテーションセンターの判定（18歳未満の方は、指定医療機関の意見書）が必要です。

持ち物 マイナンバーの書類 《詳しくは参考資料④ページ参照》

- ・個人番号カード（顔写真付きのカード）
- ・通知カード（自治体から送付されたカード）＋本人確認書類

費用 購入、修理費について国が定める基準額の9割に相当する額を補装具費として支給し、1割が本人の自己負担となります。ただし、負担が大きくなりすぎないように、所得等に応じて月額負担上限額が設定されます。また、所沢市では自己負担金（利用者負担額）について補助する制度があります。（→②補装具費の利用者負担額・点字図書の自己負担額を参照）

問合せ 障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147

（18歳未満はこども福祉課 ☎2998-9223 Fax 2998-9035）

※ただし、次の制度が利用できる方はそちらを優先して利用していただきます。

- ・介護保険における福祉用具の給付・貸与（→参考資料③ページ）
- ・労働者災害補償保険法による補装具の交付 → 労働基準監督署が窓口
- ・治療用装具の給付 → ご加入の健康保険

- ②補装具費の利用者負担額・点字図書の自己負担額の補助 **身**

補装具費の利用者負担額及び点字図書の自己負担額について補助します。補装具費は利用者負担額の全て、点字図書は半額を助成します。

- 持ち物**
- ・自己負担額補助金交付申請書
 - ・補助金等口座振替依頼書
 - ・業者が発行する領収書（利用者負担額又は自己負担金と同額のもの）
 - ・本人名義（18歳未満は保護者名義）の金融機関の口座

問合せ 障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147

（18歳未満はこども福祉課 ☎2998-9223 Fax 2998-9035）

③日常生活用具の給付 **身 療 精 難**

《介護保険が適用される方→参考資料③ページ参照》《マイナンバーの書類→参考資料④ページ参照》

重度障害児（者）等が日常生活用具の購入等をする場合に、その費用を日常生活用具費として支給します。（※購入前の申請が必要です。）

費用 購入費等の100分の95に相当する額を日常生活用具費として支給します。ただし、負担が大きくなりすぎないように、所得等に応じて月額上限額が設定されます。

問合せ 障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147

（18歳未満はこども福祉課 ☎2998-9223 Fax 2998-9035）

種目及び基準額	対象等級等	対象年齢	要件その他
便器 4,450円	下肢又は 体幹1・2級	小学生 以上	手すり付のものは9,850円 取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く
	難病患者	—	常時介護を要する方
特殊寝台 154,000円	下肢又は 体幹1・2級	18歳以上	—
	難病患者	—	寝たきりの状態にある方
体位変換器 15,000円	下肢又は 体幹1・2級	小学生 以上	下着交換等に介護を要する方
	難病患者	—	寝たきりの状態にある方
入浴担架 82,400円	下肢又は 体幹1・2級	3歳以上	入浴に介助を要する方
訓練用ベッド 159,200円	下肢又は 体幹1・2級	小学生以上18歳 未満	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの
	難病患者	—	下肢又は体幹機能に障害のある方
訓練いす 33,100円	下肢又は 体幹1・2級	3~17歳	原則として付属のテーブルを付けるものとする
トイレチェア— 81,000円	頸髄損傷等により 通常の便座上で座 位を保てない方	小学生 以上	椅子様の形状をし、座位を保ったまま排便が可能なもの
特殊尿器 67,000円	下肢又は体幹1級	小学生 以上	常時介護を要する方
	難病患者	—	自力で排尿できない方
携帯用会話 補助装置 98,800円	音声言語機能障害 者又は肢体不自由 者	小学生 以上	発声・言語に著しい障害を有する方
入浴補助用具 90,000円	下肢又は 体幹機能障害者	3歳以上	入浴に介助を要する方 設置にあたり住宅改修を伴うものを除く
	難病患者	—	
移動用リフト 159,000円	下肢又は 体幹1・2級	3歳以上	天井走行型、住宅改造を伴うものを除く
	難病患者	—	下肢又は体幹機能に障害のある方 天井走行型、住宅改造を伴うものを除く
車椅子用 段差昇降機 260,000円	常時車いすを使用 する身体障害者	小学生 以上	車いすに乗ったままの状態での昇降が可能なもの

移動・移乗支援用具 60,000円	難病患者	—	下肢が不自由な方 ・転倒予防、立ち上がりや移乗動作の補助、段差解消等の用具(手すり、スロープ等)設置にあたり住宅改修を伴うものを除く
	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害	3歳以上	家庭内の移動等の際に介助を必要とする方 ・転倒予防、立ち上がりや移乗動作の補助、段差解消等の用具(手すり、スロープ等)設置にあたり住宅改修を伴うものを除く
T字杖、棒状のつえ ア. 2,310円 イ. 3,150円	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害	—	ア. 木製 イ. 軽金属製
特殊マット 19,600円	療育手帳 ㉠ A	3歳以上	—
	下肢又は体幹1・2級	3~17歳	
	下肢又は体幹1級	18歳以上	常時介護を要する方
特殊便器 151,200円	上肢1・2級	小学生以上	訓練を受けても排便後の処理ができない方(設置にあたり住宅改修を伴うものを除く)
	療育手帳 ㉠ A		
	難病患者	—	上肢機能に障害のある方
火災警報器 15,500円	身障1・2級	—	火災発生の感知と避難が著しく困難な方 (障害者単身世帯かそれに準ずる世帯)
	療育手帳 ㉠ A		
	精神障害者		
自動消火器 28,700円	身障1・2級	—	火災発生の感知と避難が著しく困難な方 (障害者単身世帯かそれに準ずる世帯)
	療育手帳 ㉠ A		
	精神障害者		
視覚障害者用拡大読書器 198,000円	視覚障害者	小学生以上	本装置により文字等を読むことが可能になる方
		—	情報の入手を点字に頼っている方 1人につき年間6タイトル又は24巻
点字図書			
視覚障害者用ポータブルレコーダー ア. 85,000円 イ. 35,000円	視覚1・2級	小学生以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、視覚障害者が容易に使用し得る製品のうち次のいずれかのもの ア. DAISY方式による録音及び編集方式により記録された図書の再生が可能な製品 イ. DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品
点字タイプライター 63,100円	視覚1・2級	小学生以上	就労(もしくは就学)しているか就労が見込まれる方
視覚障害者用体温計(音声式) 9,000円			視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
電磁調理器 41,000円	療育手帳 ㉠ A	18歳以上	—

障害手帳等

相談・支援の窓口

手当・年金等

医療費の助成

税金・交通運賃等

在宅福祉サービス

社会参加・防災

住宅・施設その他

視覚障害者用体重計 18,000円	視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
視覚障害者用時計 13,300円	視覚1・2級	小学生以上	原則として学齢以上で視覚障害者1級、2級のもの
歩行時間延長信号機 用小型送信機 7,000円			—
視覚障害者用誘導装置 56,000円	視覚障害者で音声による誘導を必要とする方	—	音声による目的物(位置)の確認が可能となるもの
点字ディスプレイ 383,500円	視覚1・2級かつ点字が理解できるもの	18歳以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの
視覚障害者用活字文書読上げ装置 99,800円	視覚障害2級以上	小学生以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの
情報・通信支援用具 100,000円	上肢又は視覚1・2級	18歳以上	視覚障害者は視覚障害者用ワープロアプリケーションソフト、画面拡大ソフト、画面音声化ソフト。上肢障害者はインテリキー、ジョイスティック。
点字器 ア. 10,712円 イ. 6,798円 ウ. 7,416円 エ. 1,699円	視覚障害者で必要と認められるもの	—	ア.標準型A 32 ㇿ 18 行両面書、真鍮板製 イ.標準型B 32 ㇿ 18 行両面書、プラスチック製 ウ.携帯用A 32 ㇿ 4 行片面書、アルミ製 エ.携帯用B 32 ㇿ 12 行片面書、プラスチック製
聴覚障害者用屋内信号装置 87,400円	聴覚2級	18歳以上	聴覚障害者のみの世帯(又はこれに準ずる世帯)で日常生活上必要と認められる方
聴覚障害者用通信装置(FAX) 71,000円	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する方	小学生以上	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方
聴覚障害者用情報受信装置 88,900円	聴覚障害者	—	本装置によりテレビの視聴が可能になる方
文字放送ラジオ 23,000円	聴覚障害者で、文字による情報を必要とする方	小学生以上	文字による放送を必要とする方
携帯用信号装置 18,000円	聴覚障害児・者	—	聴覚障害児・者で視覚・触覚によらなければ呼び出し等に応じられない方
人工喉頭 ア. 5,150円 イ. 72,203円 ウ. 月額23,100円	音声機能障害	—	喉頭を摘出している方 ア. 笛式 イ. 電動式 ウ. 埋込型用人工鼻(HME ヂット、アヒツ等)

障害者手帳等

相談・支援の窓口

手当・年金等

医療費の助成

税金・交通運賃等

在宅福祉サービス

社会参加・防災

住宅・施設その他

透析液加温器 51,500円	腎臓障害1・3級	3歳以上	自己連続携行式腹膜灌流（CAPD）による透析を行う方
酸素ボンベ運搬車 （カート） 17,000円	医療保険における 在宅酸素療法を行 っている方	18歳以上	—
頭部保護帽 ア. 12,768円 イ. 30,870円	平衡機能又は下肢 若しくは体幹機能 障害	—	てんかんの発作等により頻繁に転 倒する者を対象とする ア. スポンジ、皮を主材料 イ. スポンジ、皮、プラスチック を主材料
	知的障害者又は精 神障害者		
ネブライザー （吸入器） 36,000円	呼吸器1・3級	小学生 以上	呼吸器1・3級又は同程度の身体 障害者で必要と認められる方
	難病患者	—	呼吸器機能に障害があり、必要と 認められる方
電気式たん吸引器 56,400円	呼吸器1・3級	小学生 以上	呼吸器1・3級又は同程度の身体 障害者で必要と認められる方
	難病患者	—	呼吸器機能に障害があり、必要と 認められる方
正弦波インバーター 発電機・蓄電池 100,000円	呼吸器1級	—	—
	難病患者		
	医療的ケア児・者		
インバーター（250 W以上のもの） 20,000円	呼吸器1級	—	—
	難病患者		
	医療的ケア児・者		
パルスオキシメータ ー（動脈血中酸素飽和 度測定器） 157,500円	難病患者	—	人工呼吸器の装着が必要な方
ストマ用装具 ア. 8,858円 イ. 11,639円	ストマ造設者	—	ア. 消化器系 イ. 尿路系
紙おむつ等（紙おむ つ、洗腸装具、サラ シ、ガーゼ等衛生用 品） ア. (1) 8,858円 (2) 11,639円 (3) 12,000円 イ. アに同じ ウ. 17,716円	★次ページ参照	3歳以上	ア. 紙おむつ (1) 排便機能障害がある場合 (2) 排尿機能障害がある場合 (3) 排便及び排尿に機能障害 がある場合 イ. サラシ、ガーゼ、脱脂綿 ウ. 洗腸装具

障害手帳等

相談・支援の窓口

手当・年金等

医療費の助成

税金・交通運賃等

在宅福祉サービス

社会参加・防災

住宅・施設その他

収尿器 ア. A 7,931円 B 5,871円 イ. A 8,755円 B 6,077円	肢体不自由者	—	脊髄損傷等による排尿障害により収尿器を必要とするもの ア. A 男子用普通型 B 男子用簡易型 イ. A 女子用普通型 B 女子用簡易型
居宅生活動作 補助用具 200,000円	難病患者	—	下肢又は体幹機能に障害のある方
	※下肢・体幹・移動機能障害3級以上	小学生以上	移動などを円滑にする用具で小規模な住宅改修を伴うもの

※移動機能障害とは、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のひとつ。特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の方が対象。

★次のいずれかに該当する方

①下記に該当する方で紙おむつ等の用具を必要とする方

- ・治療により軽快の見込めないストマ周辺の著しい皮膚のびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着できない方
- ・先天性疾患（先天性鎖肛除く）に起因する神経障害のため高度排便機能障害又は高度排尿機能障害の方
- ・先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度排便機能障害の方

②脳性麻痺等の脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な方で、更生相談所や医療機関、保健所により紙おむつ等の用具類を必要と判定された方。

※所沢市では、排泄管理支援用具の購入費については、基準額の範囲で全額補助します。

※点字図書については、発行先の出版社等が指定する金額が自己負担金となります。

点字図書の自己負担金については、所沢市の制度で助成があります。（→41 ページ）

④小児慢性特定疾病児童の日常生活用具の給付 **難**

在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付を行っています。（※購入前の申請が必要です。）

対象 埼玉県小児慢性特定疾病給付事業の対象児で、次表の対象者欄に該当する方

持ち物 申請書(こども福祉課にあります)と小児慢性特定疾病医療受給者証

費用 扶養義務者は市町村税等により一部又は全額の自己負担金があります。

問合せ こども福祉課 ☎2998-9223 Fax 2998-9035

種目と基準額	対象者	性能等
便器 4,900円	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)
特殊マット 21,560円	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
特殊便器 166,320円	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く

特殊寝台 169,400円	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具 66,000円	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
入浴補助用具 99,000円	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊尿器 73,700円	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
体位変換器 16,500円	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
車いす 77,440円	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽 13,380円	発作等により頻りに転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器 62,040円	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト 22,000円	体温調節が著しく難しい者	疾病の病状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム 41,580円	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー(吸入器) 39,600円	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和度測定器) 173,250円	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具(消化器系) 113,520円	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
ストーマ装具(尿路系) 149,160円	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻 128,700円	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの

障害手帳等

相談・支援の窓口

手当・年金等

医療費の助成

税金・交通運賃等

在宅福祉サービス

社会参加・防災

住宅施設その他

⑤ 重度障害児者等への紙おむつの購入費用の支給 **身** **療**

重度の障害児者等の経済的負担を軽減するため、紙おむつの購入費用の支給を行っています。

- 対象** 3歳以上の方で次のいずれかに当てはまる方（他制度により給付を受けられる方を除く）
- ・身体障害者手帳1級、2級で常時失禁状態にあり紙おむつを必要とする方
 - ・療育手帳④、A又は同程度と判定され、常時失禁状態にあり紙おむつを必要とする方
- 持ち物** 申請書と医師の意見書（いずれも障害福祉課にあります）
マイナンバーの書類 《詳しくは参考資料④ページ参照》
- ・個人番号カード（顔写真付きのカード）
 - ・通知カード（自治体から送付されたカード）＋本人確認書類
- 費用** 世帯の市民税課税額により購入費用給付限度額（月額）が異なります。
- 問合せ** 障害福祉課 ☎2998-9116 Fax 2998-1147
（18歳未満はこども福祉課 ☎2998-9223 Fax 2998-9035）

⑥ 車いすの無料貸し出し

市民の福祉の向上を図るため、緊急一時的に短期間車いすを必要とする下記の在宅生活者を対象に、車いすを無料で貸し出します。

- 貸出期間** 原則として3ヶ月間 ※3ヶ月以上恒常的に必要とする方は更新できません。
- 対象**
- ・病気やけが等により、一時的に歩行が困難な方
 - ・手術を受けた直後のため、一時的に歩行が困難な方
 - ・身体障害者手帳申請中の方で、交付されるまで一時的に必要な方
- 手続き** 窓口に来られる方の身分証明書を持参して下さい。
- 問合せ** 所沢市社会福祉協議会 ☎04-2925-0041 FAX04-2925-3419

⑦ 視覚障害者用具の販売あっせん **身**

視覚障害者が時計、録音テープ等を購入する場合、料金が割り引かれます。

- 対象品目** 時計、録音テープ、点字盤、点字用紙、温度計等
- 割引率** 個人購入 — 約7%以上 団体による一括購入 — 約10%以上
- 販売場所** 日本点字図書館
新宿区高田馬場 1-23-4 ☎03-3209-0241 Fax03-3204-5641
日本視覚障害者団体連合
新宿区西早稲田 2-18-2 ☎03-3200-0011 Fax03-3200-7755

⑧ 軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等の助成 身

対象 両耳の聴力レベルが 25 デシベル以上で、聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童）で、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できる方。

費用 補助基準額の 3 分の 2（1,000 円未満切捨て） ※購入・修理前の申請が必要です。

問合せ こども福祉課 ☎2998-9223 Fax2998-9035

障害
手帳等

相談・
支援の
窓口

手当・
年金等

医療
費の
助成

税金
交通
運賃等

在宅
福祉
サービス

社会
参加
防災

住宅
施設
その他